

## 高松家庭裁判所委員会（第33回）議事概要

### 1 日時

令和2年11月27日（金）午前10時00分から午後零時00分まで

### 2 場所

高松家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

熊澤貴士，黒田雄二，田口悠紀，坪井祐子，徳井真，長町協子，藤澤恒子，  
松島欣哉，向井祐子，柳瀬治夫，吉田剛

#### (2) 説明者

塩見武和（総務課長）

#### (3) 事務担当者

及川裕康（首席家庭裁判所調査官），小西孝雄（首席裁判所書記官），渡邊泉  
（事務局長），塩見武和（総務課長），高橋潤平（総務課課長補佐）

### 4 議事（■委員長，○委員，●説明者又は事務担当者）

#### (1) 高松家庭裁判所長あいさつ

#### (2) 本日のテーマ「新型コロナウイルス感染症対応下における司法サービスの提供や裁判手続の迅速な実施と感染拡大防止のための措置とのバランスについて」に関する協議

ア テーマに関して，説明者が，高松家裁における新型インフルエンザ等対応業務継続計画及び新型コロナウイルス感染症対策下における高松家裁に対応について説明した。

#### イ 質疑応答及び意見交換

■ 香川県内の新型コロナウイルスの発生状況や地域の特性などを踏まえて，高松家裁でも業務縮小ないし再開といった対応を行ってきたことは先ほど説明者による説明のとおりであるが，これらの対応について，各委員の率

直な意見をいただきたい。

- まず、地域の感染状況を申し上げますと、香川県内ではそこまでひどい状況とはなっていない。3月及び4月の第一波の際には、高松市内の保育所でのクラスター発生があり、保護者や職員に風評被害をはじめ大変な苦労があった。医療機関や高齢者施設で衛生用品が少ないといった状況に見舞われたが、5月末から6月くらいまでの感染状況は少し落ち着いていた。その後、7月から県西部を中心に感染者が出るようになり、感染経路が不明なケースが現れるようになった。第二波が収まり、第一波と第二波との間に比べ、やや間隔が空いて第三波が来た。県外の第三波は、人が多く集まる場所での感染が拡大しているように見受けられる。主観的ではあるが、香川県内では慎重な対応をしている県民が多いというのが、私の印象である。香川県では、感染状況について一例ごとに知事による記者会見を行うというのが特徴と言える。賛否両論あるが、知事が自ら伝えたいということで行っている。最近では、高松市の事例は高松市が行い、県の発表についても部長が行うなどの態様が変わってきている。知事が記者会見を行うと、県民の反応が違ってくるという印象を持っている。先ほど説明のあった高松家裁における対応については、適切であったと思う。高齢者施設において、ウイルスは外部から持ち込まれるということで、勤務する職員の行動に制限がかかり、職員への負担度が高まっている。高松家裁においても職員に対し、感染予防対策の周知・徹底がなされていると思うが、職員のプライベートに対してはどのような対応をしているのか。冬を迎えるにあたり、マスクを外すことになる職場での昼食時や会食といった場面で、対策ができていくかどうかはこれからのチェックポイントだと考えている。
- 高松家裁において、職員のプライベートの部分についてまで特に指示等することはなかったが、手洗いやマスクの着用については周知を徹底し、県からの周知依頼については、周知文書を全職員に回覧するなどして注意

喚起を図ってきたところである。

- 保育所で発生したクラスターの経験を踏まえて、高松家裁でもこうすべきではないか、この点甘かったのではないかという意見はないか。
- 私が聞く範囲で、高松家裁の対応が悪かったというような声は聞いていない。保育所でクラスターが発生した際に、最も困っていたのは保護者である。保育所を日々、安全に開けるとするのが一番大事という中で、所内の衛生管理を徹底し、子供の体温や体調を保護者にきちんと記載してもらい、確認を取った上で受け入れを行っている。このような中で意識が高まっているのか、他の感染症等は流行しておらず、子供たちも元気に来ている。これから保護者を含めての行事開催を検討しているが、県によるイベント開催制限の周知を見ながら、各家庭1名までの参加としたり、人との距離を1メートルは空けるなど、コロナ下での行事の持ち方を考えるようにしている。
- 高松家裁の業務縮小や再開の時期について、今となっては良かったと思っている。4月、5月は家裁だけでなく地裁でも期日が取消されて、その際は裁判の期日を取消す必要があるのかと思っていた。業務再開されてみると、家裁では調停室に透明のビニールシートなどが貼られており、準備期間として必要だった、業務縮小に意味があったのだと思った。地裁を批判するわけではないが、地裁では電話会議の期日も取り消されて、何故取消す必要があるのかと思った。裁判所に出頭する当事者のほうで密にならないようにとの配慮があったのかもしれないが、それは部屋の中で距離を取ればいいのではないかと思う。地裁では業務再開後もビニールシートなどを設置している部屋は少なく、地裁で期日を取消していた期間は何だったのかと少し疑問に思っている。そういうところを見ても、家裁の対応は良かったのではないかと思う。当時は、我々もまだ新型コロナウイルス感染症に対する知識がなかったが、最近、ある総合病院の感染科の部長の話

を聞くと、インフルエンザは症状が出てから感染力が強まるが、新型コロナウイルスは症状が出る前から感染力が強まるから、症状のない人もマスクをする必要があるとのことだった。香川県内で感染者が少ないからといって油断はできないので、全国的な対応だったかもしれないが、家裁で早めに対応されたのは良かったと感じている。

■ 弁護士会の会員弁護士において、裁判所の業務縮小に伴う期日取消しへの反応はどのような感じであったか。

○ 当時は、期日を取消す意味があるのかといった声があった。実際に裁判を傍聴している人は少ないし、広い法廷で3密を避けることは十分可能だと思った。会員の皆さんも当時は期日取消しにあまり効果はないのではないかと思っていた。ただ、家裁の調停では3密を避けるため待合室の席間を広げ、これまで調停室として使っている部屋も待合室として使うなどして、当事者が別々に待つことができるようにしていただいた。このような対応は、会員の皆さんも評価していると思う。

■ 次に、少年に対する調査に関し、面接における対応について不足しているような点はなかったか、ご意見をいただきたい。

○ 子ども女性相談センターに来る子供は、大変な不安を抱えていて、大人や周囲の人に対する安全感、安心感を持ってない子供が多い。そのような中で、子ども女性相談センターでは無機質なパーテーションなどはしておらず、マスクについては着用を徹底するようにしている。家裁の面接室などと同様、子供が触れたおもちゃを消毒しているが、感染防止の徹底は限界がある。

■ 家裁における感染症対策について、大学と比較して懸念されるような点はなかったか。

○ 大学での私の授業は、前期は遠隔で実施し、後期は対面で行ったが、学生への伝わり方が全く違う。訴訟の当事者にとって、電話会議はまどろっ

こしかったり、不十分であるといった感覚を持つのではないか。手続を行う裁判所の職員の側にも負担がかかる懸念がある。

■ こうすれば効率的に電話で意思疎通ができる、あるいはリモートで意思疎通できるといった方向性はあるか。それともまだ試行錯誤の状況なのか。

○ 大学の授業でも、対面でやると学生の反応が非常によく分かる。方法や方向性については、まだまだこれから試行錯誤していかないといけないと思う。

○ 調停では調停委員と当事者との信頼が重要であり、ユーザー側である弁護士会の意見も伺いながら、裁判所でも今まさに検討中である。どういう事件で電話会議が必要か、例えば、感染が広がっている地域から来る当事者の事件については、場合によっては期日を開けないということにもなってしまうが、電話を使用すれば期日は開けるという観点で、電話会議の必要性を検討している。裁判所のほうから電話会議にしてくださいといった使い方ではなく、事件をとりまく事情に応じて適切に使い分けている。対面で信頼関係を築くことが困難であるという部分については、事件の内容や進行の度合い、今回の期日で何を予定しているかによって、電話会議で実施するかどうかを使い分けて対応していくことが大事であると考えている。

■ 電話会議の活用は、家裁でもホットな問題となっていて、こうすればいいのではという率直な意見などがあればいただきたい。

○ 電話会議それ自体を悪いとは思っていないが、音声がちんと伝わっているのかという問題はあると思う。裁判所に出頭している側で、他の誰かが話していると、集音マイクが音を拾って、少し聞き取りにくい状況があったりする。そのような中で、相手とのコミュニケーションがうまく取れるかどうかが一番の問題であると思う。地裁では今年の2月から民事裁判のIT化でTeamsというソフトを使ってやっている。これはパソコンの画面

で裁判官や相手の代理人弁護士の顔も見えているので、今しゃべっているのかどうかを含めてある程度様子が分かる。調停の場合、相手方と同席というのはほとんどなく、表情が分からないとできないということはないが、電話会議よりはTV会議で実施していく方向に進んでいってくれたらいいなという気はしている。

- 裁判所の電話会議というのは、画面は付いていないものなのか。
- 調停室に置いてある電話のスピーカーホン機能を使用して、調停委員が遠隔地の当事者や代理人と通話しながら電話会議を実施している。
- 電話会議による手続自体は以前から、遠隔地にいる当事者の事案などで実施していて、電話装置は三者通話も可能な仕様となっている。電話の向こうの反応が分かりにくい、聞こえにくいといったこともあるので、なるべく大きい声でしゃべってくださいとか、聞こえにくいときはおっしゃってくださいと申し上げてはいるが、やはりコミュニケーションには気を遣うところがある。今般、コロナ対策の関係で、電話会議を使用すべき事案がさらに拡大する可能性もあるという中で、従前よりも積極的な活用の可否を検討しているところである。
- 高齢者施設では、高齢者との面会は中止ということで、施設側の判断でフェイスシールドを使用し、居室ではなく面会用スペースで、アクリル板設置のもとにお話をしていただいている。また、タブレットを使用したオンラインミーティングも行っている。高齢者に対する出張調査の際には、これらの方法を活用していただきたい。
- 調査にオンラインミーティングが使えるのではという意見が出たが、調査官室で何か検討していることはあるか。
- 後見事務で調査に行く際に、直接、対面で行うのは難しいと言われることも度々あり、どのように調査を進めていくのか大きな課題となっている。今のところは、フェイスシールドを使うとか、電話で済むものは電話を使

うなどしている。家裁としては、いろいろな機器を使ったときに秘密が漏れるおそれがないかなど、どういう機材を使ってよいかを慎重に考えないといけない。世間ではビデオ通話などが使われていて、そのメリットも承知しているが、安易に使うことはできない。裁判所間ではTV会議システムを使っているが、裁判所の中だけで使用するという制限があり、どことつないでもよいというわけではなく、難しいところがある。

○ 面接でどういうことを聞くのか具体的には分からないが、面接の際に表情を見なければならぬのであれば、相手がマスクをしていると相手の表情が分からず、面接に支障を来たすのではないかと思うが。

● おっしゃるとおりの問題があり、調停でも調停委員に当事者の表情が見えないという苦労がある。また、調査官が面接することになる子供たちは、言葉だけでなく表情が分からないと理解していくことは難しいし、こちらの意図も伝わりにくいところに苦労がある。それでも今は、安全や安心を確保していくことが一番だと考えているので、限られた中でできる調査をやっていかないといけない。

■ これまで家事事件を中心に意見交換してきたが、少年事件に関する業務縮小等、検察庁に対する影響について、ご意見あればいただきたい。

○ 地検でも概ね家裁と同じような推移で動いてきた。取調べや事情聴取で関係者を呼ぶ際、関係者が多くなると密になるので、その調整をどのように行うかで苦労があった。未知のウイルスへの対応ということで情報取りを早く行うことを心がけてきた。関係者に対し電話だけでなく直に聞かないといけないので対面式で行うことも多かった。ホームページで来庁時のマスク着用を求めるとともに、呼出しで電話をかける際に渡航歴や体調を確認して、事前に情報を得るようにしていた。実際に来庁されたときには、地検は合同庁舎内にあり、受付で検温を実施していた。1階の入口には顔を映せば自動で検温できる装置を設置している。職員が感染あるいは濃厚

接触者となった場合の業務継続に備え、事前に業務の優先順位に応じた洗い出しを行って、業務が滞らないよう態勢を組んだ。家裁における事件の選別等の対応について、検察官から意見は寄せられておらず、特に問題はなかったと考えている。

- 業務縮小にかかる情報を対外的にお知らせするという事で、ホームページの作り方など広報の方法についてご意見があればいただきたい。
- 弊社のグループ会社のほうで感染者が出た際、その対応を会社内で議論して、高松市の発表に合わせてその旨をホームページで公表し、その日の夕方のニュースでも発表した。想定していなかったのが、翌日、取材の電話をした際に、相手から明確に断られはしなかったが、今回は取材に答えられない旨言われたことがあった。現況を説明した上で、当該部署は別棟で勤務しているので、感染者とは接触していないとか、感染対策をきちんととっている説明を行い、取材先の納得を得なければならない。社員が感染した場合の対応を想定しておくというのが教訓であるが、この点、家裁ではどのようにされているのか。
- 基本的には、香川県の発表に基づき協力して対応していくことになる。職員のプライベートの情報をどこまで出すかは、職員本人に確認する必要がある。職員の感染例はまだないが、個別の事案に応じて検討し対応していくことになると考えている。
- 弊社でも、入口に自動で検温できる装置を設置している。感染対策をきちんと取っていることは強調してもよいのではないかと思う。人の行き来に関しては、出張などで県外に行く者はアルバイト含めて、事前に届出するようにし、行動履歴をきちんとつけるようにしている。

### (3) 次回期日

令和3年6月11日（金）午後1時30分から開催することとした。